



酒殿周辺の菜の花畑で 竹井^{あやめ}絢萌ちゃん(内橋3区)

議会だより

かすや

粕屋町基本条例
保存版

3月議会号

NO.124

平成24年4月24日発行

28	18	9	8	7	3
町民ひろば	一般質問10人	粕屋町議会基本条例	定数削減審議	議員賛否表	24年度予算特別委員会

平成24年第1回 3月定例会

3月2日から23日までの会期で開催。24年度当初予算・条例改正など26議案すべて可決。意見書4件も可決、請願1件は継続審査、陳情書3件は採択。一般質問は10人が行いました。

発議第1号

◎**粕屋町議会基本条例を全員一致で可決**

(10ページ参照)

発議第2・3号

◎**定数削減発議は2議案とも**

否決

(8ページ参照)

- ・定数「17人」を「10人」に 3対12
- ・定数「17人」を「15人」に 2対13

◎**24年度当初予算7議案すべて可決しました**

総予算額 209億337万円

進藤啓一議長(福岡県町村議会議長会副会長)が本年2月9日、議会の運営及び地域の発展に貢献された功績に対し、全国町村議会議長会より表彰状を受賞されました。今後とも町村議会充実のため大いに力を発揮されることを期待します。

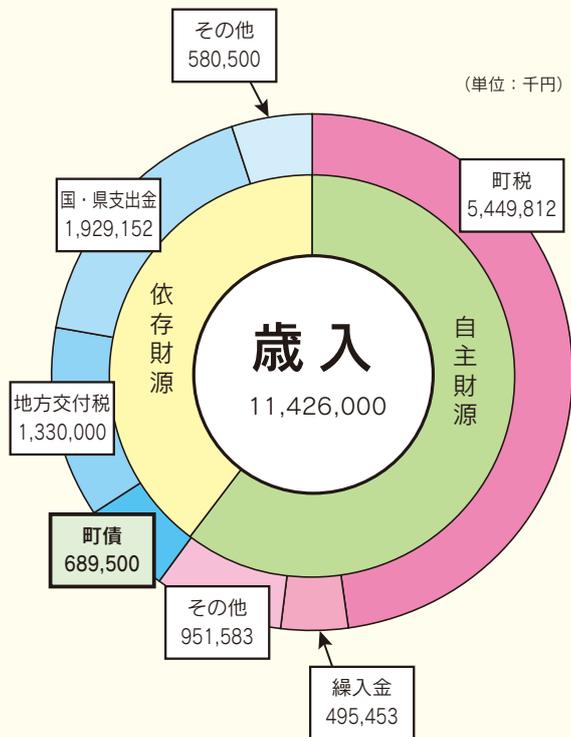


平成24年度
一般会計当初予算

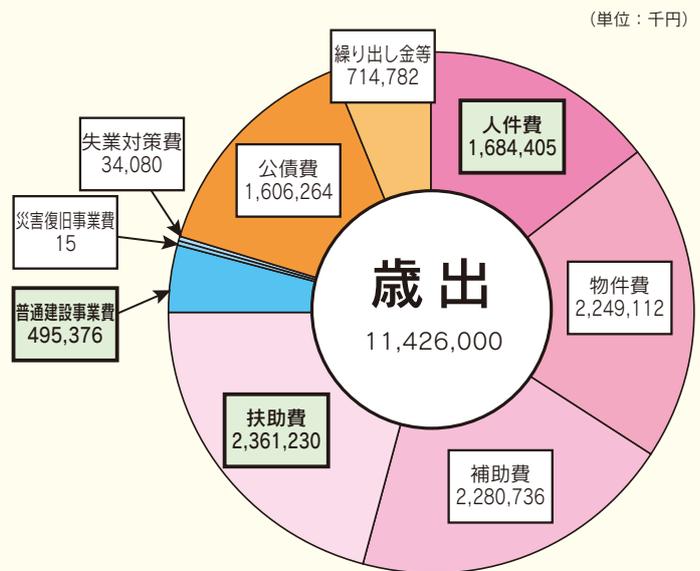
114億2600万円

公共投資縮減などにより前年比7.2%の減額

歳入



性質別歳出



主な項目の4年間の推移

人件費



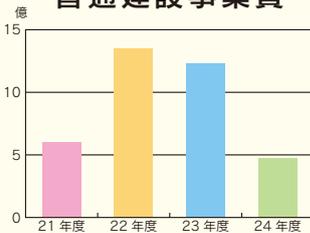
正職員205名の給与、議員や各種委員の報酬などの経費。

扶助費



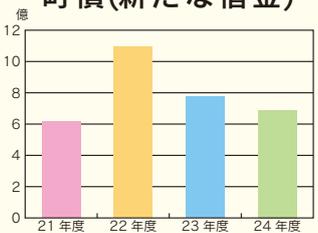
法令などに基づき、国や県から給付されるお金や物品などの経費。
23・24年度は子ども手当の改正や予防ワクチンなどの増加が大きい。

普通建設事業費



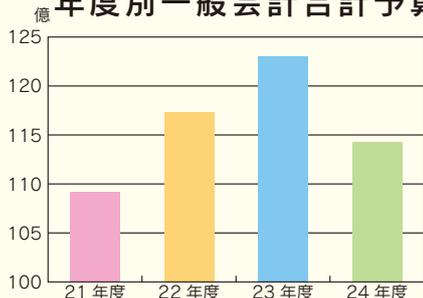
道路、学校などの公共施設の新増設に関する経費。
今年は特に大きなものはありません。

町債(新たな借金)



学校の増築や浸水対策事業の経費は半分が国などの補助ですが、残額は町債です。

年度別一般会計合計予算



平成24年度の当初予算

(単位：%)

会計名	予算額	前年比
一般会計	114億2600万円	△7.2
特別会計	国民健康保険	39億9502万円 6.6
	後期高齢者医療	4億0112万円 6.5
	介護保険	16億2690万円 3.1
	住宅新築資金	385万円 △15.4
企業会計	水道事業	12億7387万円 2.7
	下水道事業	21億7660万円 △12
合計	209億0337万円	△3.8

総務部	教育委員会	都市政策部	住民福祉部
-----	-------	-------	-------

Q 24年度町税(0・14%減)
54億4981万円

A 本年度の税收の概要は

Q 主な内訳

◆個人町民税(5・14%)

9500万円増
主に16歳未満の扶養控除
(8303人分)廃止など

◆法人町民税(3・13%)

1900万円増
優良企業の収益増による。

◆固定資産税(5・1%)

1億3300万円減
3年ごとの評価替えに
よる減収見込です。

地価は3〜6%下落。
23年度は新築家屋が減
少しています。

災害対策事業費

1049万円

Q 元自衛隊員を災害対策官にとのことですが。

A 防災対策官として雇用。今年度は粕屋町地域防災計画を見直します。

その他に災害用備蓄用品を行政区へ配置します。

消防施設備品車購入費

1600万円

Q 今回対象の分団です

が10数名のメンバーの内、地元の団員は3名くらいです。入団希望者が少なく

消防車を購入してもらっても今後の維持運営が大変という実情があります。分団の再編、あるいは見直しをしてほしい。

A 要望としてお受けしますが、歴史ある消防組織なので慎重にと思っています。



4月1日の消防入退団式の進行

総務部	教育委員会	都市政策部	住民福祉部
-----	-------	-------	-------

学校給食センター建設事業費

3800万円

Q 給食センターをPFI方式で建てるための設計委託料とはどういうことですか。

※その他の意見

- ・唐突で判断できない
- ・納得できる資料の提供をしてほしい
- ・審議に必要な情報は最低限用意すべきだ
- ・検討委員会の答申は

A 委託料の積算根拠は

- ・建て替えて、国より補助金をもらうための耐力度調査に300万円
- ・PFI事業の導入可能性調査に500万円
- ・もし可能であれば、実施方針の策定からPFI事業契約の締結で3000万円となる委託料を計上しています。

*PFI事業の一例

調理業務、配送、金融関係などの企業が一つの企業体を作って建設、15年以上の長期契約を交わし、建設費や運営費を自治体が分割して支払っていきます。

スクールソーシャルワーカー巡回相談報償費

252万円

Q 学校に配置されているスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いは

A スクールカウンセラーは主に児童・生徒のカウンセリングに当たります。スクールソーシャルワーカーは福祉事務所などと連携を取りながら家庭の問題も含めて相談にのります。スクールソーシャルワーカーの巡回方法としては各学校に月2回程度の相談日を指定し、必要な支援をします。

住宅リフォーム経費一部補助金
300万円

Q 補助する必要性は
A 国の緊急経済対策として町も地域経済と企業支援を図るための補助をしています。

駕与丁池水底質分析委託料
120万円

Q 何故分析しているのか
A 駕与丁池の透明性を高め景観等を良くする為、23年度よりテストを行っていただきます。また、透明性を高めることで、アオコの発生を防止し、来園者の満足度を高めたい。

西鉄バス大川線の減便対策委託料
30万円

Q 一部路線変更された理由は
A 坪見バス待機用地の返還要請に伴い青洲会病院用地内にバス待機場所

を変更(3/17より)

委託料は年間運行経費から乗客収入を差し引いての金額です。

道路橋梁占用料歳入金額
900万円

Q 昨年道路に埋設されている送電線がショート爆発してマンホール蓋が吹き飛ば火災事故があったが町内には何箇所ありますか。
A 町内には9箇所あり、今後九電が絶縁対策を実施します。

橋梁維持事業
500万円

Q 15m未満の橋梁はどれ位あるのか。また今年度の長寿命化補修の計画は
A 88橋と鶴町橋補修を計画しています。
200万円

住居表示事業
856万円

Q 今年の実施地域と一部河川、水路境を外して区域分けされているがなぜですか。
A 甲仲原地域を予定して説明会を終え区域と方法を決定した。なお一部の区域分けについては昔からの生活地域の関わりや町界を考慮し、計画区域としました。

長者原地内雨水調整池新設工事
360m・6000万円

Q 事業内容と計画区域は
A 浸水対策事業で長者原上区公民館横(御野立所公園駐車場)

長者原駅周辺雨水管渠工事
200m・6800万円

Q 事業内容と計画区域は
A 浸水対策事業で長者原駅周辺からかすやフォーラムに推進工法で

掘削し工事をします。

古紙類売払い収入
150万円

Q 今まで無料であったのは何故なのか。
A 以前有料で引取っていた経緯もあって今日まで続いていた。今後は役場庁舎置き場の雨水対策をして有料化していく。

注II 役場リサイクル置場の古紙、古着などは年間600トン位搬入されています。

駐輪場など施設管理事業
158万円

Q J R 駅構内防犯カメラ設置は
A 原町、伊賀、柚須駅に各2台、門松駅に1台設置します。

ふれあい農園敷地借り上げ料
180万円
農園使用料
82万円

Q 原町駅横ふれあい農園閉鎖に伴う替地はあるのかまた、ほかの農園敷地借地料の値上げはありますか。
A 替地は考えていない。農園使用料は25年度に値上げを考えている。



屋根付に改造されるリサイクル置場

乳幼児療育事業 1434万円

Q 乳幼児療育事業「ことばの教室」の委託料1300万円を使って、今迄通り直営で運営し、嘱託を採用して、建物の改修ができないか。

A 保護者からの要望を受け止めて継続することを検討しています。

3月議会最終日の開会前に、町長より厚生常任委員会に報告(骨子)

◆ことばの教室(通称こんぺいとう)は、今後2〜3年間は町直営で継続する

◆嘱託の2人は引き続き配置する

◆健康センターで収容できるように部屋を改造する

◆委託するときは1社だけでなく競争入札で決める

保育所・幼稚園運営 事業

Q 町立保育所と幼稚園の職員の補充はどうなっているか。

A 保育所は産休代替えによる臨時、嘱託で職員増を図っている。幼稚園は加配職員を6人から11人に増やしました。

乳幼児医療費助成事業 1億7343万円

Q 3493万円増の内容は

A 小学校就学前の児童の健康保険診療対象となる医療費の増加によるものです。

重度障がい者医療費助成事業 9426万円

Q 987万円増の内容は

A 重度障がい者の健康保険診療対象となる医療費の増加によるものです。

国民健康保険特別会計 一般会計繰入れ金 4000万円

Q 一般会計繰入れは昨年実績の8000万円にすべきでは

A 一般会計も苦しいことから当初予算では4000万円とします。



自動交付機

広域サービス事業 1458万円

Q 500万円増えたのは機能更新のためか。

A 自動交付機が5年の使用期限を過ぎ機器の交換が必要になりました。

国の緊急雇用事業補助金 416万円

Q 416万円を活用した子育て支援の事業内容は

A 昨年同様に一名助産婦さんを採用します。

保育施設整備事業

Q 安心こども基金を活用して保育所の耐震診断はできないか。

A 町立は基金が適用できないし、1階建ては診断する必要がありません。

高齢者施設サービス事業 2409万円

Q 240万円削減しているが増やす必要があるのでは

A 今後、対象者が増加した場合は補正予算で対応します。

子宮頸がん等ワクチン 接種事業 6950万円

Q 3152万円削減の内容は

A 対象者数見込み減により委託料を減額しました。

後期高齢者医療特別会計 予算 4億112万円

Q 平成24・25年度の保険料の額は

A 算定見込保険料額は1人当たり平均で年額7万4324円が7万9271円になり、4947円高くなります。

主な議案に対する各議員の賛否結果一覧

議案名 ○⇒賛成 ●⇒反対 一⇒退席 欠⇒欠席	専決処分 (個人住民税の 率変更・他)	公共施設整備 基金の一部改 正	正(介護保険 料率の改 正)	介護保険 料率の改 正	補正 予算	平成23年度 後期高 齢者医療 特別会計 予算	平成24年度 一般 会	康保 険	平成24年度 国民健 康	予 算	平成24年度 後期高 齢者医療 特別会計 予算	住居表示を 実施す べき区域及 び住居 表示の方法	定	議会基本 条例の制 定	条例(17人 を10人)	議員定数 を定める 条例(17人 を15人)	議員定数 を定める 条例(17人 を15人)
採決結果 (賛成/反対)	可決	可決	可決	可決	可決	否決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	否決	否決	否決	否決
付託委員会	総務	総務	厚生	予算特別	厚生	予算特別	予算特別	予算特別	予算特別	議会特別	議会特別	議会特別	議会特別	議会特別	議会特別	議会特別	議会特別
総務	安川 俊彦 正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●
	山脇 秀隆 副	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川口 學	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
	濫田 順二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本田 芳枝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小池 弘基	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設	伊藤 正 正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長 義晴 副	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安河内利明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八尋 源治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚生	向野 正幸 正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	因 辰美 副	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浦元 甫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	久我 純治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	田川 正治	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
進藤 啓一	議長は、採決に加わりません。																

☆賛否表に記載されていない議案は、全員賛成で可決しました ☆議案名については、わかり易い文言に置き換えました
☆(議会特別)は議会活性化特別委員会 ☆(発議)は議員発議

議員より提出された意見書

件名	提出議員	付託委員会	結果	
			委員会	本会議
総合福祉法案(仮称)策定にあたっての意見書	川口 學 田川 正治	厚生	可決 賛成：4・反対：0	可決
福岡県に対して乳幼児医療制度の拡充を求める意見書	川口 學 田川 正治	厚生	可決 賛成：3・反対：0	可決
こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書	浦元 甫 山脇 秀隆	厚生	可決 賛成：4・反対：0	可決
基礎自治体への円滑な権限委譲に向けた支援策の充実を求める意見書	浦元 甫 山脇 秀隆	総務	可決 賛成：5・反対：0	可決

住民より提出された請願書【継続審査となったものは、引き続き粕屋町議会で審査を継続します】

件名	提出者	紹介議員	付託委員会	結果	
				委員会	本会議
粕屋町乳幼児療育事業の民営化中止と直営存続を求める請願	『ことばの教室』の存続を願う会 代表 大賀 愛	久我純治・田川正治 本田芳枝・川口 學	厚生	継続審査	—

住民より提出された陳情書

件名	提出者	付託委員会	結果	
			委員会	本会議
安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情	国土交通労働組合 九州建設支部 福岡国道分会 分会長 松本 勉	建設	委員長裁決 賛成：1・反対：0	採択
国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書	全日本国立医療労働組合 福岡地区協議会 議長 原 正勝	厚生	採択 賛成：4・反対：0	採択
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 武石 節子	厚生	採択 賛成：4・反対：0	採択

定数削減発議2・3号議案は賛成少数で否決

発議2号 提出者 因 辰美議員、山脇秀隆議員

粕屋町議会議員の

定数「17人」を「10人」に改める条例

【理由】

- ・粕屋町行財政改革の一環として、議会議員の定数を削減するため。
- ・地域代表議員の意識が強すぎるので、粕屋町全体の議員としての意識を高めるため。
- ・現在の議員報酬では若年議員の子育ても困難であり、粕屋町を担う若い世代が議員を目指せる水準に改善を行うため。

「主な意見」

長議員	議員報酬を上げるための削減と受け取られ、17人から10人では問題がある。
田川議員	定数17人を10人にして報酬を引き上げる考えは理解できないし、議員は公僕としての役割が大きい。
濫田議員	43万人の将来の町づくりを考えると10人では危惧がある。報酬増額は他町にない。議題錯誤。
伊藤議員	7人減では町民の声が町長に届かないし、現状の報酬でも若い議員は出ており報酬は上げなくていい。
川口議員	チェック機能が半減し、選挙においても政党や組織をもった人しか当選出来ず、町民の声が反映されない。

小池議員

10人では議員の声が執行部に届かない。ベストでない。

本田議員

歳費は十分であり引き上げは不要。どちらかの収入によるのではなく夫婦2人で働くことが大事。

進藤議員

現議員の報酬は低くない。議員は額に関係なく議員としての認識を持ち、勤めを果たす努力をすべき。

八尋議員

財政改革のために議員削減するのではなく、皆んなで議論すべきである。

安河内議員

意見は出そろった。賛成も反対もあり、この場で採決を取ってほしい。

発議3号 提出者 本田芳枝議員、久我純治議員

粕屋町議会議員の

定数「17人」を「15人」に改める条例

【理由】

- ・粕屋町議会活性化の一環として、議員の定数を削減するため。
- ・具体的には、3常任委員会制度を改め、常任委員会の数を2常任委員会にし、片方の委員会も傍聴ができるように、また、所管事務の範囲を見直して、議案を一貫した流れで専門性を持って審議できるようにするため。

「主な意見」

山脇議員	合併のような重要な議案などでは偶数の議員では採決に疑問がある。
向野議員	
発議2号、3号を継続として話し合いで考えればいい。	
川口議員	建設、厚生、総務の3委員会は専門性が違い必要であり、人口が増えるなか定数削減の必要はない。
濫田議員	定数15人では議長裁決により差し戻しができるとしてもその前に採決が決まる事が望ましい。
久我議員	地元議員が出るから立候補するなど言われた(地元意識が強い)。
因議員	人口密度が高いが町の面積からして、たった4kmの地域ではそんなに議員は必要か。
田川議員	3常任委員会で、運営や傍聴を調整すれば、定員削減で2常任委員会にする必要はない。
小池議員	1人減また3人減が議長採決にならないのに、なぜ2人減の15人なのか
浦元議員	発議2号の7人減に対抗する意味での発議であり議会を冒とくしている。
伊藤議員	昭和32年より議員は18人でスタートしており近隣町に合わせて削減する必要はない。

町民に開かれた 議会をめざして!

◎ 議会基本条例の主なポイント

- ◆ 議会情報の公開(第7条)
- ◆ 議会報告会の開催(第8条)
- ◆ 一問一答方式・反問権の創設(第10条)

「議会基本条例」制定にあたり

議会活性化特別委員会

委員長 安川俊彦

粕屋町議会基本条例の制定にあたって、平成22年6月定例議会で議会活性化特別委員会の設置が発議され全員賛成で可決しました。

委員会運営にあたり各常任委員会より2名の議員を選出し小委員会を設置し要綱の協議事項を整理集約し、全員による特別委員会に諮ってまいりました。

その間小委員会16回・全員による特別委員会11回や先進地研修・各種研修会出席、外部講師による講演会などを開催し行政機関との改革事項の協議をおこない、平成24年第一回3月定例議会に議会活性化に関する粕屋町議会基本条例を発議し全員賛成をもって可決いたしました。

今後はこの条例を議会活動の最高規範として住民の皆様信頼される開かれた議会をめざしてまいります。

粕屋町議会報告会を 開催します

- 開催日 5月15日(火)
- 時間 午後7時開会(受付午後6時30分)
午後9時閉会(予定)
- 場所 サンレイクかすや多目的ホール
- 報告事項 3月議会の主な審議事項
- ①「粕屋町議会基本条例」制定に関する経過及び内容説明
- ②平成24年度当初予算など審議結果
- 町民の皆さまの多数のご参加をお願いします。
- 問合せ 粕屋町議会事務局

☎(0338)0161

なお、ご参加の際には、「議会だよりかすや」3月議会号(No.124)をお持ち願います。



議会活性化特別委員会

粕屋町議会基本条例

逐条解説

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則(第4条—第6条)

第3章 町民と議会との関係(第7条—第9条)

第4章 議会と行政との関係(第10条—第13条)

第5章 議会と議員との関係(第14条)

第6章 委員会の活動(第15条)

第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第16条—第18条)

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第19条—第21条)

第9章 条例の検証及び見直し手続(第22条)

第10章 補則(第23条)

附則

前文

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づき制定するものである。

粕屋町の町政は、粕屋町の住民(以下「町民」という。)の負託に応えるものであって、その権利の源は町民にある。その権能は、選挙によって選ばれた町民の代表者である町長と議員によって構成される粕屋町議会(以下「議会」という。)が、町民福祉の向上や実現のため、町民の要望等を十分把握して行使する。

町政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、町長と議会は町民の負託を更に重く受け止めて活動し、町長は執行機関として執行権、議会は合議制の議事機関として議決権、それぞれの異なる特性を生かしながら、独断専行を抑制しつつ競い合い、協力し合わなければならない。そして、町長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、粕屋町にとって最良の意思を決定することで、町民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、町民に最も身近で基礎的な自治体である粕屋町の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化を図らなければならない。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は町民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に町民との対話を行い、町民の声をくみ取りながら、議員間による自由かつ達な討議を重ね、町民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに粕屋町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営及び議員に係る規範的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上、町勢の伸展及び民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会の役割と責務)

第3条 議会は、町民に選ばれた議員によって組織された、粕屋町の議決機関としての責任を認識し、総合的視点と長期的展望に立ち重要政策の意思決定及び議会活動に努めなければならない。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1)公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会運営を目指すこと。
- (2)町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)の町政運営状況の監視に努めること。
- (3)議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (4)粕屋町議会議事規則(昭和62年粕屋町議会議事規則第1号。以下「会議規則」という。)、粕屋町議会委員会条例(昭和62年粕屋町条例第15号。以下「委員会条例」という。)及び議会における先例(申し合わせ)事項は、継続して精査するものとし、必要があれば見直しを

◇第1条の解説◇

この条例の目的は、議会運営における規範的事項を明文化することにより、町民福祉の向上と町勢の伸展に寄与することであると規定しています。

◇第2条の解説◇

議会運営に関係する条例や規則等を制定する場合には、この議会基本条例の趣旨との整合性を図らなければならないことを規定しています。

◇第3条の解説◇

議員としての責任、議会としての責任の重さを認識し活動していくことを規定しています

◇第4条の解説◇

地方公共団体の議会は、住民によって直接選挙された議員で構成される議事機関です。

議事機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法第93条で定められています。

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、町政運営のチェックを行う責務があります。その際には、町民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを議会に反映させ、議員相互間の討論を十分に尽くして合意形成することや、分かりやすい言葉や表現を用いた自律的議会運営に努めなければなりません。

町民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために必要な議会運営の原則

行うこと。

(5)町民が傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

(6)町民にとって分かりやすい言葉、表現を用いる等の議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第 5 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1)議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。

(2)町民の多様な意見を的確に把握することに努め、町民全体としての福祉向上を目指すこと。

(3)議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(議長及び副議長の権限と役割)

第 6 条 議長及び副議長の権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第 7 条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議を始め、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

を本条において規定しています。

◇第5条の解説◇

①議会は、言論の場として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由かつ達な討議を推進することを規定しています。

②議員は議会を構成する一員であり、町政全般の課題と町民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、町民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。

③議員は自己研鑽等によって政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行う活動に努めることを規定しています。

◇第6条の解説◇

議長及び副議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、会議規則で明確にしていくことを規定しています。

◇第7条の解説◇

①議会が町民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。

②会議の原則公開を規定しています。

③町民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、町民との意見交換の場を多様に設けることにより、町民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能

(議会報告会)

第 8 条 議会は、町民への報告と町民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

(議会広報の充実)

第 9 条 議会は、町議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、町政に係る重要な情報及び議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

第 4 章 議会と行政との関係

(議会と執行機関)

第 10 条 議会審議における議員と町長等との関係については、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

3 会議において質問を受けた者は、議長の許可を得て、質問の趣旨をただし、又は反問することができる。

4 会議における質問及び発言は、町民の目線で要点のみを分かりやすく述べ、中傷的、わい曲的発言は厳に慎み品位ある発言に努めること。

力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

◇第 8 条の解説◇

前条第 3 項の「町民との意見交換の場」の 1 つとして、直接、町民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接聞く貴重な機会として、議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。

なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めることを規定しています。

◇第 9 条の解説◇

この条例 7 条で積極的に情報を発信すると定めていますが、ここでは、広報媒体の多様な手段を講じて行うと規定しています。

特に、広報にあつては各議員の議案に対する対応を町民に積極的に公表することを定めています。

◇第 10 条の解説◇

議会審議において議員と町長等とは緊張関係を保持することを規定しています。

二元代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し会議の論点及び争点を明確にするため一般質問では、一問一答方式を積極的に活用することと説明員から議員へ反問することができる旨を規定しています。

(町長による政策形成過程の説明)

第11条 議会は、町長が提案する重要な計画、政策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト計算(収入見込みを含む。)

(町長による予算及び決算における説明)

第12条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事項)

第13条 法第96条第2項に基づく議会の議決事項は、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、別に条例で定める。

第5章 議会と議員との関係

(自由討議の保障及び拡大)

第14条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。
- 3 議会は、前2項の自由討議を行う場合、町長その他の説明員を原則として退席させるものとす

◇第11条の解説◇

町長等が、重要な政策等を提案する場合7つの条件を示す説明責任のルール化を規定しています。

これは、政策水準の向上と、議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。

ここで言う重要な政策等とは、

- ①中・長期にわたるまちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
- ②町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

◇第12条の解説◇

町長等は、予算や決算の審議においても、町民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、前条の趣旨に準じた分かりやすい説明を行うよう規定しています。

◇第13条の解説◇

法第96条第1項では、議会で決定しなければならない議決事項、第2項では法第96条第1項以外に重要なものは条例により決めることができる規定になっています。

よって、議会と町長等が透明性の高い責任とともに担うために、町政運営の総合的な指針となる基本構想に基づく基本計画等についても、新たに議決項目とすることができることを規定しています。

◇第14条の解説◇

- ① 議会は討論の場(言論の場)であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を中心とした運営に努めていくことを規定しています。
- ② 自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことにより、議員自らも、積極的な政策提言や条例提案等に

する。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第15条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を生かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、この条例の理念を議員相互間で共有するため、一般選挙(又は補欠選挙)を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、市政の直面する現状と重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者による積極的な活用を図ることができる。

努めることを規定しています。

- ③よって、議会の会議へは町長等の出席は最小限にとどめることを規定しています。

◇第15条の解説◇

- ①議会は、委員会のもつ専門性と特性を生かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めることや委員長の職責を規定しています。
- ②委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。
- ③委員会においても、公正性、透明性を心がけ、町民に分かりやすい審査に努めることを規定しています。
- ④委員会は、委員会条例の規定に沿った透明性のある開かれた運営を行うことを規定しています。

◇第16条の解説◇

- ①一般選挙を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を義務付けることを規定しています。
- ②議員の資質向上、政策形成及び立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。
- ③前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

◇第17条の解説◇

町行政の直面する重要課題に対応するために、議会自らがイニシアチブをとって、大学等研究機関(専門的知見)や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決を行うことができることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助及び充実させるため、議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議長は、前項の議会事務局体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者による積極的な活用を図ることができる。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、粕屋町政治倫理条例(平成11年粕屋町条例第22号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数は、粕屋町議会議員の定数を定める条例(平成14年粕屋町条例第21号)で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握し、本町の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定に基づく町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年粕屋町条例第5号)で定める。

◇第18条の解説◇

①議会の政策提案機能等を補助する、議会事務局の体制整備について規定しています。

②事務局職員の任命権者である議長は、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

◇第19条の解説◇

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、町民全体の代表者として議員の責務を正しく認識し、政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

◇第20条の解説◇

①②議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本町が抱える課題や、人口などの将来展望、参考人制度等の活用により町民の意向を把握しながら総合的に検討していくことを規定しています。

③定数の改正は、町長の提案権は認めるものの、町民への説明責任を果たすためにも、議員が提案する場合は、総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。

なお、町民からの直接請求については、この限りではありません。

◇第21条の解説◇

①報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては法第74条第1項の規定に基づく町民の直接請求による場合を除き、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握することができる。
- 3 議会は、前項の規定により把握した結果について、町長に提出することができるものとする。

第9章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

- 第22条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会等において検証し、その結果を町民に積極的に公表するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

第10章 補則

(委任)

- 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例を実施するため必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

制度や公聴会制度などを活用することにより、町民の意向を把握できることを規定しています。

- ②議会は、把握した結果について、議長を通じて町長に提出できることを規定しています。

◇第22条の解説◇

- ① この条例の検証とその結果の公表について規定しています。この条例の検証については、特別委員会の議論の中では原則2年ごとが望ましいとされ、検証方法及び公表方法を含めた期間などの詳細については、議会運営委員会等で決定するものとしています。
- ② 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講ずることを規定しています。

◇第23条の解説◇

この条例の施行にあたり必要な事項を別途委任することを規定しています。

附則

条例の施行日を平成24年4月1日とするものです。

施行とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることです。

療育の委託が安易に進んでいないか

町長／過剰な不安を与えないように配慮

本田 平成24年度から「ことばの教室」が完全民間委託になるとのことですが、当事者にも事前説明はありませんでした。

① 保護者には昨年3月個別に知らせたと聞いています。

町長

② 保護者には昨年5月の広報に掲載して周知をはかりました

町長

④ 保護者の負担がないように再度方針を決めたので時間を下さいます。

1300万円の委託費の事業内容について説明を求めます。

議会には昨年12月議会で、一般町民には昨年5月の広報に掲載して周知をはかりました

本田

もし本当に教室が足りないのであれば土、日曜日の開室でもいいのではありませんか。そういう柔軟な方法も考えてほしい。

住民福祉部長

② 今までの実績を踏まえ多様な人材を雇用しており、1歳半からデイサービスまで連続した支援のサービスが期待できる。「昭和学園」と契約する予定にしています。

町長

療育の場所が別れている問題については、半年くらいは今の場所で大丈夫なので、その間に福祉センターを手直しますなどの対策を立てます。

③ 「きこえとことばの相談会」は保育園、幼稚園、小学校と健康づくり課との連携という意味ではとても良い事業だったが委託後はどうなるのか

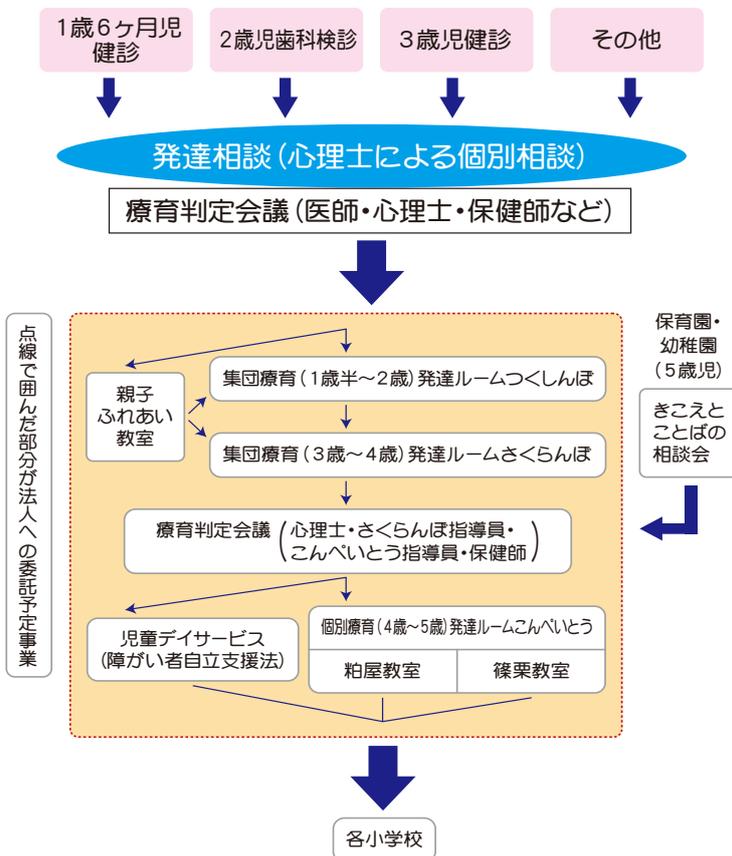
③ 障がいの予防につながっていく大事な事です。



本田 芳枝 議員

問題になった乳幼児療育のながれ

*役場の説明のもとに本田芳枝が作成しました



その他の質問

○ 第2次子ども読書活動推進計画の進行管理は
○ 就学校指定通知における保護者の申し立てについて



因 辰美 議員

普通車だけでも通り抜け出来ないか

町長／相当な費用が掛かる

因

JR福北ゆたか線の長者原踏切と県道607号線は、かなりの高低差がある。

工事が難しいことや費用がかかり、色々な問題があることも充分認識している。
せめて普通車だけでも通り抜けの出来るアンダーパスは作れないのか。

町長

東環状線（扇橋～広田）の

路線を繋ぐと、長者原の交通量が半分以上になる予測です。

前向きな回答は出来ませんが、しばらくの辛抱をお願いします。



県道607号 長者原交差点

渋滞する若宮三叉路に右折レーンを

町長／費用の掛からない方法で対策を講じる

因

前回の答弁では、旧庁舎跡地の一部改良だけでは、道路の構造上解決しない。

用地買収・物件保証・住民の理解も必要で、県も渋滞ではなく、事故発生率が指標である。

因

り、要望しても難しい。と回答されたが、調査すると旧庁舎跡地のセツトバックの改良で、右折レーンの設置は可能であることが判明した。

町は本気で調査したのか。

町長

議員からの提案を含め、今後右折レーンが出来る形で、県と十分協議し対策を講じます。

原町バスカットは毅然とした態度で

町長／活用することが責任です

因

土地代だけでも、5780万円（坪90万円）もの高額なバスカットを作っておきながら、全く使用しておらず、税金の無駄遣いである。多くの住民は交通渋滞で大変迷惑している。

因

バスをバスカットの中に止め、渋滞緩和をはかって頂きたい。

町長

今までバスカットが停車場として使われていないのは、大変遺憾に思います。私も色々な部分で入

り込み、早い解決をしていきたいと思いません。

ことばの教室を町直営で存続を

町長／民間に委託したいと考えている

田川 ことばの教室
(こんぺいと)

この存続を願う保護者が、民営化中止と直営存続を願う請願署名996名を集めて提出しました。

町長は署名に託された保護者の必死の思いを真摯に受け止めてもらいたい。

民間委託の理由として、対象児童を健康センターで収容できなく、療育指導が多岐にわたるので民間委託にするとのことでした。

しかし、現在の健康センターの部屋を改造したり、プレハブを増設すれば収容可能です。また、引き続き嘱託の先生と併せて専門職の先生を増やせば、予

算に計上されている1300万円の費用で町直営で運営することができます。

全国的にも先進的な事業であり、25年の歴史を持ち、町直営で蓄積してきた宝を放棄すべきではありません。

民営化ありきで強引に進めるのではなく引き続き直営で実施すべきです。

町長

粕屋町は出生率が福岡県下で1位であり、療育など発達支援を必要とする乳幼児も増加している。

5～6歳の療育を実施している児童も年々増加し、待機児童の問題や指導室の不足、対

象児の発達特性が非常に広範で多様になっており、民間に委託したいと考えています。

しかし、民間委託しても最終的には町が責任を持ち、全て民間に丸投げするものではありません。



ことばの教室

待機児童解消と正職員を増やしてクラス担任に

町長／不足する場合は嘱託や臨時で対応



田川 正治 議員

田川

今年度は初めて幼稚園に待機児童が出ており、保育所を含めて人口増を見通した計画が必要です。

また、クラス担任に正職員を配置し、臨時も増やすべきです。



仲原幼稚園

その他の質問

- 知的障がい者施設を町に誘致する計画の進捗状況を
- 老朽化した町立保育所や幼稚園の建て替えと施設の改修予算を
- 病児保育の増設を
- 中央小学校の学童保育の施設整備を
- 長者原下区と内橋3区に隣接する田園地域の防犯灯の設置を

町長 JR原町駅横に保育所が来年開園するので待機児童の改善がはかれます。24年度は3名職員を採用し、産休などで不足する場合は嘱託や臨時で対処していきます。



川口 學 議員

福祉バスの運行改善を

町長／運行協議会と良く相談したい

四

町の福祉バスも新年度より改善されますが、太宰府市の巡回バスは9コース、所要時間は30分以内、便数も通年150便、停車場120ヶ所です。運行経費がかかるため身障者と介護者は無料で、他は全区間100円の有料ですが、80%は政府の交付税で措置されます。



福祉バス

に出発、市内2コースで運行、コース内なら乗客の望むところに停車もします。大人100円、子供50円で市民の足として愛用されています。町の福祉バスも町民の利便にかなうよう改善をすすめられたい。

町長

リース期間の終了時には環境にやさしいバス導入をはじめ、利便性の向上と交通弱者の社会参加を促していきます。

学童保育の対象学年の引上げを

町長／当面は4年生までの検討をしたい

四

町は3年生まで対象だが、福岡市は新年度より4年生まで入所対象となり、宗像市では5年前から6年生まで対象です。

宗像市の経験では、6年生の児童が、低学年の良き兄や姉となり、勉強やしつけなど先生に代って面倒をみられるそうです。

全国的には中学生まで対象としている市町が多数あります。世情は少年少女に対する事件の多発、引きこもりの子供の増加、両親共働きで家にいないため非行に走る子どもいます。

四 町でも、青少年健全育成のため対象学年の引上げを検討していただきたい。

町長

対象児童が増加傾向にあり、保護者が安心して就業できるよう支援していきたくと思うが、当面は4年生まで預りのシュミレーションをつくってみて考えています。



仲原小学童保育所

その他の質問

- 給食センターの建て替えについて
- 3K(臭い、汚い、暗い)トイレの改善について

厳しい財政運営で町の財政は健全か

町長／行財政改革に取り組みます

伊藤

①平成24年度
の一般会計は

7.2%減の予算編

成で、厳しい財政運

営となつているが、

公債費残高(借金)の

推移と今後の見通し

は

②財源の増を図るため

に、バランスのとれ

た農地の開発、JR

駅周辺の未利用地の

開発を推進するため

に、開発推進プロ

ジェクトチームの編

成を

町長

①人件費など
の「削減方式」

の歳出削減には限界

があり、自主財源の

確保など行財政改革

に取り組みます。

公債費(借金)は返済

額のピークが平成23
年度で数年先には落
ちていきます。

②「都市計画マスター

プラン」「農業振興

地域整備計画」を基

本に地域開発事業を
推進し、プロジェクト
チームの編成を検
討します。



福岡東サテイ横

西部地区に消防署の出張所を

総務部長／平成28年度までに出張所計画



伊藤 正 議員

伊藤

粕屋町の西部
地区は、県道

千代・粕屋線の拡幅や

JR袖須駅を中心とし

て、高層マンションの

建設で急激に人口が増

加している地域です。

事件、事故の多発が

懸念されます。

治安の抑止力と、事

故や犯罪の拡大を防ぐ

ためにも交番の誘致を

また、消防の空白地

帯で火災や災害が発生

した場合迅速に対応す

るために消防署出張所

の誘致を。

総務部長

交番など
の統廃合、

広域化を進めており、

現在の交番で勤務要員

を充実させて「いつも

警察官が在所する交

番」を目指し、活動中。

現時点では交番の誘

致は難しいです。

粕屋南部消防本部の

管内西部地区には中高

層マンションや大型商

業施設が集中し、消防

力を総合的に検証した

結果、平成28年度まで

に消防署の出張所を整

備する計画です。



中部消防署での送水訓練



向野 正幸 議員

中学生柔道の事故防止対策は

教育長／危険を伴う種目 安全対策を考慮

向野 昨年12月議会
一般質問で本

年4月中学校武道必修
科目に剣道をお願い、
柔道に決定と答弁。

しかしNHKテレ
ビで柔道事故で死亡
114名重度障害者
275名と他スポーツ
の数倍であり、文部科
学省は事故防止中止延
期など何ら対策無し。
本来なら武道資格の
先生を養成し、派遣す
べき。

学校に任せるには荷
が重く、万が一事故が
あれば対応できない。
防止対策は憂慮、町
教育委員会が手助けし
て対策を。



全柔道連盟講習会

教育長

柔道は親し
みやすい競
技である反面、大変危
険を伴う種目、教育委
員会、中学校教師と協
議しながら進めます。

健康管理、具合の悪
い子供、気分の優れな
い子供は、柔道をさせ
ない。

また、大外刈おおぞとがりなどの
危険な技はしない。
真剣な授業態度が必
要で、受け身、基本的
なことに重点をおき指
導、事故防止につなげ
て行きます。

向野

武道の必修学
習期間は一年
生8時間、二年生8時
間、合計16時間と短時
間のため剣道・柔道と
も実技は無理。

本格的にしたい子は
部活また社会体育で
習ったらと考えます。

なお、剣道学習は防
具買入に多額な費用と
考えられましたが、防
具は必要なく、体操服
に木刀で基本技、形、
手足さばき等礼儀作法
の指導で充分学習が出
来る。

一年毎終了時にアン
ケート調査を4年位し
柔道か剣道の取入れを
決定する。

教育長

貴重な提案
をいただき、
中学校に投げかけてみ
たいと思います。

教育委員会として一
年生は柔道、二年生は
剣道の形ぐらいは、と
いうことです。

体操服で（防具は付
けない）木刀で基本技
形の稽古をする。
女子は握力が弱く、

体力もないので柔道の
投げ技は無理だろうと
心配していました。
提案を計画させても
らいます。



木刀基本技

12月定例会所信表明について

町長／基準を満たせば補助の対象になる

久我 安心して子育てできる環境づくり、認定外保育所にも何等かの手伝いが出来ないのか。話し合いはなされないのか。

町長 基準を満たせば補助の対象になるが、今後の子育てへの動向を注視しながら届出保育所について補助し検討します。

久我 都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちづくりでエコを利用したピオトープとか、水辺に遊べるせせらぎは出来るのか。

都市政策部長

阿恵大池公園整備事業で快適な水辺空間の創出、児童活動ゾーン、

幼児ふれあいゾーン、自然保護ゾーンに分けます。

ピオトープについては、担当課と話し合いたい。せせらぎを作る予定です。

久我 誰れもが安心していきいき暮らせるまちづくりでなでしこ健診とは何ですか？

また、中南部休日診療所の小児科の夜間診療はできないか。

住民福祉部長

月一回ガン健診の日を作り、忙しい女性のための健診をなでしこ健診といいます。

夜間診療の分は医師会とも話し合いが必要。



中南部休日診療所

久我 行財政改革の大網の見直しで町民目線では一般に人事の事があると思うが、人、物、金、時間情報の原動配分とは。

総務部長

地方分権一括法の全面施行にそなえ、集中改革プランから行財政改革から財政基盤の強化に取り組み、予算主義から実績主義と効果主義に変えることです。



久我 純治 議員

自治会(組合)離れに対する行政の対応は

総務部長／組合組織に対して強制力はないが

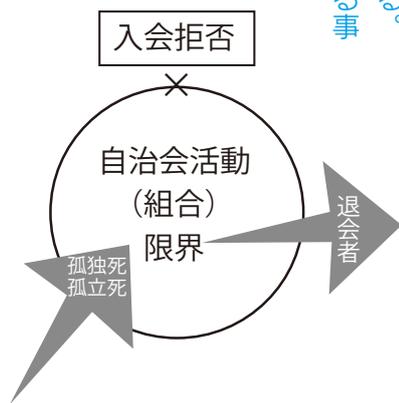
久我 3月4月になると自治会から退会する人、また転入者であっても自治会に入会しない人が増えている。

プライバシーや個人情報関係もあり自治会だけでは限界に思う。しいてはそれだけが原因でないが孤立死や孤独死が増えている。行政としてできる事はないか。

総務部長

自治会(組合)という独立した自治会活動に対して強制力はない。今、総合窓口課で暮しの便利帳を配付しています。

今後は地元組合に加入するチラシを同時に配布し、また広報やホームページなどで自治会加入の大切さを進めていきたい。





小池 弘基 議員

粕屋町の合併問題は

町長／今の時点では白紙です

小池

平成19年10月の町長選挙では6町合併か3町合併かなどの争点で選挙が行われました。

しかし、昨年の町長選挙ではこういった合併の議論は全くされていません。

高齢者の福祉問題、医療問題をはじめ粕屋町・篠栗町・須恵町3町で行っているクリーンパークわかすぎの運営方法を含めたゴミ問題など、単町での町運営には限界があると思われ、粕屋町の将来や近隣町との協調などを含めた議論が必要で

あると私は考えますが、町長の合併問題についての考えをお尋ねします。

町長

平成19年12月議会にて、糟屋郡6町合併協議会の設立を議長採決での9対8で否決されています。

3町もしくは2町での合併の考えがあるのかという質問ですが、まずは町民の皆様が安全で安心して暮らせ、優しさや幸せを感じる町づくりを念頭に町政を進めていきたいと考えています。今の時点では合併については白紙です。



清掃センターの解体時期は

町長／近い時期に基礎調査します

小池

環境対策において、粕屋町にある旧清掃センターの解体に向けてダイオキシンなどの調査分析をおこなない、環境に負担をかけないように対策をとりながら事業を実施していくとありますが、解体時期はいつの予定なのか尋ねます。

町長

旧清掃センターは昭和53年8月竣工し、煤塵(ばいじん)の規制強化などもあり、新施設であるクリーンパーク若杉が平成14年12月より稼働開始され、廃止となつて9年が経過しています。近い時期の解体を視野に入れて、本年度



旧清掃センター

イオキシンの類の調査分析をおこないません。

その他の質問

○産婦人科や小児科の病院誘致の考えはあるのか

九州大学農場跡地の将来構想は

町長／町づくりの重点事業として位置づける

澁田 農場移転が7年後に追った。

24ヘクタールと広大な跡地開発は粕屋町にとって新たな町の顔となる。

外環状道路（扇橋～広田間）の完成も見込まれ早急に跡地対策プロジェクトチームの立ち上げが必要と思うが

町長 農場跡地は住宅地や都市機能備えた土地利用が求められています。

また都市計画マスタープランにおいても重点事業として取り上げ公共・公益施設・商業・住宅・公園緑地など複合的要素を持ち合わせた玄関口となるよう取り組んでまいり

ます。

都市政策部長

農場跡地の土地利用についてワーキング部会や検討委員会を設置し、計画協議を重ねてきたが今は停止状態です。

時期が迫ったことで再度委員会を立ち上げ九大側とも積極的に協議していきます。



九大農場

粕屋町の防災計画の再検討を

町長／想定外がないよう防災計画を作成



澁田 順二 議員

澁田 東日本大震災の教訓から全

国自治体で防災対策が見直され、24年度当初予算にも反映されている粕屋町の計画では、災害別の避難場所などの表示はなく再検討すべきと思う。

また海抜表示に加え避難場所表示の点検が必要と思うが

町長

災害時の情報提供方法として携帯電話3社と緊急速報メールの配信登録を実施しました。

防災講演会・災害図上訓練を実施します。さらに国・県と応援協定書を取りかわした災害別の避難場所や海抜表示などについては防災対策強化充実のなかで考えていきます。



地域防災講演会



山脇 秀隆 議員

先ず学校給食の食べ残しを堆肥化に

教育長／給食センター建設時に検討課題に

山脇

近年、廃棄物の発生量が増加。その発生を抑え、それを利用し適正に処分することが求められる。

①エコタウン粕屋事業とは

②ごみ減量化の取り組みは

③環境教育に給食の食べ残しの堆肥化を

町長

ゴミの大部分をクリーンパークで処理し、剪定枝木などは、木質チップ燃料として発電所に供給しています。



食器に盛られる学校給食

都市政策部長

家庭生ゴミを自ら処理する発酵処理容器の補助事業を推進し、町内25か所にリサイクルボックスを設置し回収量に応じて奨励金を出しています。

教育長

食育を活かしながらエコロジーを利用した資源の再利用を給食の食べ残しで教えることは良いことです。

現在給食センターの建設を検討している中で、給食の残渣の堆肥化をその折に検討課題として協議します。

ブックスタート事業の更なる推進を

町長 3才児に本のプレゼントを実施

山脇

平成16年に本格的なブックスタート事業が開始された。来年度予算においても事業予算が半減した。

町が行ったアンケート調査によればこの事業を認識して利用したいと願う町民は、65%を超えている。

①ブックスタート事業の意義と経緯について

②予算の見える化を

③費用対効果の検証のためアンケート調査を

町長

平成15年にテスト的に絵本の紹介のみを実施し、平成16年度からは、ボランティアによる読み聞かせや絵本を2冊手渡した。

3才児に教育分野から本のプレゼントを考えます。

住民福祉部長

予算の見える化は、説明の項目で明記しアンケートの調査については、前回の調査によると良い効果が出ているので、平成24年度に実施します。



0才児に本を贈るブックスタート

3月予算議会での本会議と各委員会への傍聴者は85人!!

3月8日(木) 厚生常任委員会

「ことばの教室」(こんぺいとう)の民営化中止と直営存続を求める請願審議(趣旨説明と傍聴3人)

3月14日(水) 予算特別委員会

乳幼児療育事業・「ことばの教室」(こんぺいとう)の完全民間委託に関する審議(傍聴3人)

3月22日(木) 議会活性化特別委員会

「議員定数17人を10人に削減する」議員発議
「議員定数17人を15人に削減する」議員発議
(傍聴16人)

日付	会議名	傍聴者
3月2日(金)	本会議	3
3月5日(月)	一般質問	37
3月6日(火)	一般質問	13
3月8日(木)	厚生常任委員会	3
3月14日(水)	予算特別委員会	3
3月22日(木)	議会活性化特別委員会	16
3月23日(金)	本会議	10
全傍聴者数		85



清武結(ゆい)ちゃん4才
彩(さや)ちゃん6ヶ月
(若宮区)

編集後記

田川 正治

3月予算議会は、初めて因町長の施政方針が事前に議員に配られたこともあり、議員の一般質問も白熱したものになりました。

さらに、「ことばの教室の完全民間委託中止」を求める保護者から請願が提出され、厚生常任委員会では署名代表者からの趣旨説明と傍聴参加があり、議会活性化特別委員会では「議員削減」の審議に対するマスコミ記者の取材や、町民の傍聴などがあり、開かれた町議会へ一歩進みだした3月議会になりました。

議会だより表紙の写真公募

3月議会号の応募写真は5名の方からの応募でした。広報委員会で応募頂いた2枚を採用させて頂きました。次回6月号もテーマは「四季のこども」です。写真をご提供してください。

なお、複数応募があれば広報委員会で選定いたします。写真は返却いたしませんのでご了承ください。お待ちしております。

(あて先は本ページ末尾に記載)



(訂正)「123号町民ひろば」の古賀町は古賀市です。

委員	委員	委員	副委員長	編集委員長	議会広報編集特別委員	議長	発行責任者
小池弘基	田川正治	長義晴	久我純治	本田芳枝		進藤啓一	

新任の議会事務局次長
安松 茂久さん



よろしくお願ひします

次回の6月議会は
6月8日(金)9時30分
より開催予定
6月11日(月)
一般質問予定